

産前産後期間相当分の 国民健康保険税が 免除されます



詳しくは市HPへ

問い合わせ

太宰府市役所 国保年金課 国保年金係

☎092-921-2121

メール:kokuhonenkin@city.dazaifu.lg.jp



1

以下の全てに当てはまりますか？

- 太宰府市国民健康保険に加入している
- 妊娠**85日**(4カ月)以上である
(流産<人工妊娠中絶含む>、早産、死産も対象です)

2

届け出をしましょう！

届出に必要なもの

- ① 出産(予定)日がわかるもの
(母子健康手帳など)
- ② 届出者の本人確認書類
(顔写真付き)



届出先

- ・市役所1階4番窓口
(国保年金課)
- ・マイナポータル
(オンライン)

社会保険等に参加している方は、
健康保険組合等にお問い合わせください



免除となる国保税

所得割および均等割（平等割は免除対象外）

免除される期間

単胎妊娠の場合

 : 免除期間

出産(予定)月の前月から、**4ヶ月間**



多胎妊娠(双子以上)の場合

出産(予定)月の3ヶ月前から、**6ヶ月間**



マイナポータルから届け出ができます

いつでも・どこでも届け出ができて大変便利です。ぜひご利用ください。

届出に必要なもの

- ・ 届出者本人のマイナンバーカード
- ・ 利用者証明用電子証明書(暗証番号:4桁の数字)
- ・ 署名用電子証明書(暗証番号:6桁から16桁の英数字)
- ・ 母子健康手帳など、出産(予定)日がわかるものの画像ファイル
(スマートフォンのカメラで撮影した画像でもOK)

届出方法

1. マイナポータルにアクセス
2. 「自治体を設定」にて「福岡県」「太宰府市」を選択
3. 「さがす」を選択
4. 「国保」と入力するか、「カテゴリから検索」にて「国民健康保険」を選択
5. 検索結果一覧から、「産前産後期間の国民健康保険税免除の手続」を選択
6. 入力案内に従い入力してください。



マイナポータル

問い合わせ

太宰府市役所 国保年金課 国保年金係

☎092-921-2121(内線311) メール:kokuhonenkin@city.dazaifu.lg.jp